

○社会福祉法人うきは市社会福祉協議会役員等報酬及び旅費支給規程

(平成17年3月1日)
(規程第12号)

改正 平成26年3月17日規程第22号 平成27年3月5日規程第8号
平成29年1月12日規程第5号

(目的)

第1条 社会福祉法人うきは市社会福祉協議会(以下「本会」という。)の役員等に支給する報酬及び旅費については、本規程の定めるところによる。ただし、この規程でいう役員等とは、役員(理事、監事)、評議員のほか、本会が設置する各種委員会・部会の委員及び相談員をいう。

改正(平26規程第22号)

(費用弁償)

第2条 本会の役員等が会長又は各種委員会・部会の長の招集により会議に出務した場合は、費用弁償日額2,700円を支給することができる。ただし、公務員がその職をもって就任した役員等については、原則として費用弁償は行わない。

- 2 交通費の実費が前項の費用弁償を超える場合には、次条の規定により旅費を支給することができる。この場合、前項の費用弁償は行わない。
- 3 前2項の規定は、相談員の相談日出務に準用する。
- 4 会長及び役員の平常出務に対しては、費用弁償を行わない。

改正(平29規程第5号)

(旅費)

第3条 本会の役員等が会長の命により旅行するときは、うきは市職員等の旅費に関する条例及び同条例施行規則を準用し、旅費を支給することができる。

(報酬)

第4条 役員報酬は、次により支給する。

- | | | |
|--------------|-----|----------|
| (1) 会長 | 年報酬 | 800,000円 |
| (2) 副会長 | 年報酬 | 80,000円 |
| (3) 前2号を除く理事 | 年報酬 | 60,000円 |
| (4) 監事 | 年報酬 | 60,000円 |

- 2 公務員がその職をもって就任した役員等については、原則として報酬を支給しない。

改正(平29規程第5号)

(実費弁償)

第5条 福祉委員、ボランティア等社会奉仕者が本会会長の命により出務又は旅行するときは、この規程の範囲内において実費弁償することができる。

改正（平26規程第22号）

（報酬等の支給方法）

第6条 役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による。

- (1) 報酬 原則として四半期毎の支払日
- (2) 費用弁償 出務した日又は翌月の支払日

2 報酬等は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

3 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

追加（平29規程第5号）

（公表）

第7条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。追加（平29規程第5号）

（改廃）

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

追加（平29規程第5号）

（委任）

第9条 この規程の施行に関し必要な事項は、会長が別に定めるものとする。

繰下げ（平29規程第5号）

附 則

（施行期日）

1 この規程は、平成17年3月1日から施行する。

（経過措置）

2 吉井町、浮羽町合併の日の前日までは、第2条第1項及び第4条第3項中の「うきは市行政職員」を「吉井町、浮羽町行政職員」、第3条中の「うきは市職員等の旅費に関する条例」を「浮羽町職員等の旅費に関する条例」と読み替えるものとする。

附 則（平成26年3月17日規程第22号）

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月5日規程第8号）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成29年1月12日規程第5号）

この規程は、平成29年4月1日から施行する。